

議案第 2 号

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 25 年 2 月 20 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和 35 年上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 小学校の表上尾小の項中「宮本町」の次に「（3 番 2 を除く。）」を加え、同表中央小の項中「原新町、」を削り、「上町二丁目」の次に「、宮本町 3 番 2」を、「4 番まで」の次に「、原新町」を加える。

別表第 1 中学校の表上尾中の項中「柏座一丁目 1 番から 4 番まで」を「宮本町 3 番 2」に改め、「1 2 番」の次に「、柏座一丁目 1 番から 4 番まで」を加え、同表東中の項中「東小学校の学区（上尾宿 2 0 9 6 番地のうち、埼玉県立埼玉学園入所者の寮の部分を除く。）」及び「原新町、」を削り、「本町四丁目）」を「本町四丁目、原新町、上 1 8 0 5 番地）、東小学校の学区（上尾宿 2 0 9 6 番地のうち、埼玉県立埼玉学園入所者の寮の部分を除く。）」に改め、「、錦町」を削り、「田向）」の次に「、錦町」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾都市計画上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業の施行地区について、就学すべき小学校を中央小学校と指定するため、所要の改正を行うほか、併せて規定の整理を行いたいので、この案を提出する。